

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月15日
【会社名】	株式会社コネクトホールディングス
【英訳名】	Connect Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO) 長倉 統己
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目1番24号
【電話番号】	(03) 3796 - 0650 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 矢野 浩司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目1番24号
【電話番号】	(03) 3796 - 0650 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部長 矢野 浩司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 400,125,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 401,362,500円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第4回乃至第6回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	59,750個(第4回20,000個、第5回20,000個、第6回19,750個)
発行価額の総額	1,237,500円
発行価格	新株予約権1個当たり第4回37円、第5回15円、第6回10円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成25年10月31日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社コネクホールディングス 経営管理本部
払込期日	平成25年10月31日
割当日	平成25年10月31日
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店

- (注) 1 株式会社コネクホールディングス第4回乃至第6回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)は、平成25年10月15日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の買取契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社コネクホールディングス 普通株式(以下「当社普通株式」という。)完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式総数は、5,975,000株(第4回につき2,000,000株、第5回につき2,000,000株、第6回につき1,975,000株。本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、第4回は60円、第5回は66円、第6回は75円とする。但し、各行使価額は本欄第2項に定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
- この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（その業務を承継する金融商品取引所を含む。以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>400,125,000円</p> <p>(注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項及び別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって調整が行われることがある。</p>

	<p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年11月1日から平成27年10月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求の受付場所 当社 経営管理本部</p> <p>2 取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 表参道支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権は本新株予約権1個当たり37円の価額で、第5回新株予約権は本新株予約権1個当たり15円の価額で、第6回新株予約権は本新株予約権1個当たり10円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、又は取引所における当社の普通株式の取引が5日以上の期間にわたって停止された場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権は本新株予約権1個当たり37円の価額で、第5回新株予約権は本新株予約権1個当たり15円の価額で、第6回新株予約権は本新株予約権1個当たり10円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。本条項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、適用ある日本の法令において未公開の重要情報又はインサイダー情報その他の同様な未公開情報を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p>

	<p>3 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して行使価額の50%（第4回30円、第5回33円、第6回37円）を（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて調整されるものとする。）を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日当たりの平均売買出来高が平成25年10月31日（払込期日と同日）に先立つ10連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるものとする。）の50%を下回った場合、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部又は一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、第4回新株予約権は本新株予約権1個当たり37円の価額で、第5回新株予約権は本新株予約権1個当たり15円の価額で、第6回新株予約権は本新株予約権1個当たり10円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会による承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

1 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、新株予約権を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みになっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付新株予約権買取契約（以下「本件買取契約」といいます。）を締結いたします。

・不行使期間

当社は、本新株予約権の行使期間中（平成25年11月1日から平成27年10月31日まで）、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を2回まで指定することができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下の期間を規定するものとし、当社は、不行使期間を指定する場合には、割当予定先に対して、最低5取引日前までに書面により通知を行う事により、10連続取引日以下の2期間において割当予定先は本新株予約権を行使することはできないとの制限に服するものとします。

・行使指示条項

当該条項に基づき、本新株予約権については、割当予定先自らの判断で行使が行われるだけでなく、当社は、本新株予約権の行使期間の始期からその満了日の20取引日前の日（当日を除く。）までの期間中、一定の制限の範囲内で、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう割当予定先に対して指示（以下「行使指示」といいます。）を行うことができます。割当予定先は、かかる行使指示を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該行使指示が効力を生じた日から10取引日以内又は当社と割当予定先が合意した期間のどちらか短い期間（以下「行使義務期間」といいます。）に指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使することを確約します。当社は、本件行使指示を一旦行った後に、これを取り消す事は出来ません。

・行使義務期間の延長

上記にかかわらず、割当予定先において、以下のいずれかの事由が存在すると合理的に判断した場合、その旨を当社に通知することにより、かかる事由が消滅した日（但し、かかる事由が消滅した時点において取引所におけるその日の売買立会が終了している場合又は取引日でない場合は、翌取引日）から3取引日を経過するまでは、割当予定先は本新株予約権の行使義務を負いません（但し、かかる期間の経過前に割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。）。

- () 政府、所轄官庁、規制当局(日本国外における同様の規制等当局を含む。)、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合
 - () 割当予定先又は割当予定先の関連会社、且つ金融商品取引業者であり、今回の割当予定先との協議等に関与したマッコーリー・キャピタル・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド(東京支店)(以下「MSJ」という。)が法令、諸規則又はこれらの者が金融商品取引法及びその関係政省令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合
- (注) 上記に定めるいずれかの事由の発生により割当予定先が本新株予約権の行使義務を負わない期間は、行使義務期間から除外され、行使義務期間は当該期間に属する取引日分延長されるものとします。

・行使指示の条件

当社が行う本新株予約権の行使指示は、以下の条件に従います。割当予定先において、以下のいずれかの条件を満たさないと合理的に判断した場合、当該行使指示は直ちに失効し、それ以後、割当予定先は当該行使指示に基づく本新株予約権の行使指示を負わないものとします(但し、割当予定先の裁量で本新株予約権を行使することは妨げられません。)

- () 一度(指定された数の本新株予約権を、1回で又は複数回に分けて行使するものとする。)の本件行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が20,000,000円を超えないこと。
- () 一度の本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数が、本件行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする10連続取引日又は60連続取引日期間における当社株式の1日当たりの取引所における平均売買高数(ブルームバーグの公表した数とする)のいずれか少ない方の2分の1を超えないこと。
- () 一度の本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる本株式に係る議決権数と、割当予定先が既に保有している当社株式に係る議決権数との和が、当社の総株主の議決権数(本件行使指示に従い発行される本株式に係る議決権数を含む。)の5%を超えないこと。
- () 本件行使指示に基づき、割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得することとなる当社株式の数と割当予定先及び非居住者である個人若しくは法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。)で割当予定先と特別の関係にあるもの(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第3号において引用する対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める。)が所有している当社の発行する一切の株式の数を合計した数が、当社の発行済株式総数(本件行使指示に従い発行される本株式を含む。)の10%以上とならないこと。
- () 当社が本件行使指示を発する日は、直前に当社が本件行使指示を行った日又は割当予定先が本新株予約権を行使した日のいずれか遅い日を初日として10取引日目(または当社と割当予定先が合意するより短い期間)以降の日であること。
- () 本件行使指示の直前において、当社について、金融商品取引法、金融商品取引所規則その他適用のある法令・規則の下において当社に公表が義務付けられているにも拘わらず未公表である情報、又は、未だ当社がかかる公表義務を負うに至っていないが、相当の可能性で公表義務を負う虞がある情報・状況(以下「未公開情報」と総称する。)が存在しないこと。
- () 本件行使指示の直前において、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生していないこと。
- () 本件買取契約において当社が表明保証した事項のいずれもが、本件行使指示の直前に行ったと仮定した場合、そのいずれもが真実かつ正確であること。

- () 当社が別記、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項又は第2項に基づく通知を発しておらず、且つ当社について別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生していないこと。
- () 別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第3項に基づく割当予定先からの通知又は本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前に残存する本新株予約権につき当社に取得を請求する旨の割当予定先からの通知が発せられていないこと。
- (xi) 行使直前の3連続取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を少なくとも10%上回っていること。
- (xii) 本件行使指示時点において、取引所における当社普通株式の普通取引の株価が、直前の取引日における当社普通株式の普通取引の終値の10%を超えて下落していないこと。

・エクイティ性証券の発行

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意(かかる同意は不合理に留保されてはならない。)がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。但し、当社の役員、従業員並びに当社子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合、及び当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り。)を除きます。

(注) 上記、不行使期間、行使指示条項、不行使期間及び行使指示の条件については、第4回乃至第6回合算の数値になります。

2 資金調達方法の選択理由

当社では、事業拡大のための資金確保を目的とし、間接金融・直接金融を含めた複数の資金調達計画を検討いたしました。かかる検討において、当社は、後記「3 本スキームの特徴」に示す本新株予約権の特質を考慮した結果、以下の理由により第三者割当の方法による本新株予約権の発行を行うことが最善であるという結論に至りました。

- () 一般に公募ないし第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達を可能とする反面、将来の1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいこと。また、株主割当による新株発行は、株式価値の希薄化は防ぐことができるものの、必要資金を確保する面において不確実性が高いこと。
- () 新株予約権による資金調達は、新株式発行による方法と比べて一気に希薄化が進むことが抑制され、既存の株主様への影響が緩和されること。

- () 金融機関からの借入の場合、金利及び手数料による負担が財務の健全化に逆行するというデメリットが想定されるが、新株予約権による資金調達ではこれらのデメリットを回避できること。
- () 本新株予約権は、行使価額修正条項付のいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されることから、発行後の株価動向によって想定外の希薄化が進行するおそれがなく、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっていること。
- () 新株予約権に当社のコール・オプション(割当て後当社取締役会の決議に基づき、15取引日前の事前通知により新株予約権を割当て先から取得できるとの条件)を付すことで、より望ましい資金調達手段が利用可能となったときにはコール・オプションを行使し、当該他の資金調達手段への切り替えを実行できること。

なお、本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は5,975,000株となり、発行済株式の総数である53,848,601株を分母とする希薄化率は11.1%となる見込みです。上記のとおり、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から新株予約権1個につき100株、合計5,975,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によっても潜在株式数が変動することはありません。但し、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

3 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所及び短所があります。

[長所]

- () 行使指示条項の存在により、資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当て先の新株予約権の行使の数と行使の時期を一定の条件と制限のもとで指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることができる。
- () 本新株予約権の目的である当社普通株式数は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず5,975,000株で一定であり、希薄化率は、最大でも11.1%までに制限される。
- () 一度に本新株予約権の行使を指示できる数には上限(本件行使指示が効力を生ずる日の直前の取引日を最終日とする10連続取引日又は60連続取引日の期間における当社株式の1日当たりの取引所における平均売買高数(ブルームバーグの公表した数とする)のいずれか少ない方の2分の1を超えないこととなる数、本新株予約権が行使される結果割当て先及び非居住者である個人若しくは法人その他の団体(外国為替及び外国貿易法第26条第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。)で割当て先と特別の関係にあるもの(外国為替及び外国貿易法第26条第2項第3号において引用する対内直接投資等に関する政令第2条第4項に定める。)が所有している当社の発行する一切の株式の数とを合計した数が、当社の発行済株式総数(本件行使指示に従い発行される本株式を含む。)の10%以上とならない数、本新株予約権が行使された結果割当て先が所有している当社の株式に係る議決権数が当社の総議決権数の5%を超えないこととなる数、当該行使指示に基づき行使すべき本新株予約権の行使価額に、行使すべき全ての本新株予約権の数を乗じた価額の合計金額が20,000,000円を超えない数のうち、いずれか少ない数を超えない限度)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。
- () 株価が上昇し、より有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、当該調達方法を選択し実行することができる。

[短所]

- () 株価の下落により、本新株予約権の行使が権利行使期間内に行われない場合、資金調達額が減少する。

- () 割当予定先の基本方針として、当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、権利行使により取得された当社株式は、市場で売却される可能性が高いため、市場株価の下落を招く可能性がある。
- () 本新株予約権の発行後、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が3取引日連続して行使価額の50%(第4回の場合30円、第5回の場合33円、第6回の場合37円)を下回った場合、又は取引所における当社普通株式の普通取引の連続する10取引日の1取引日当たりの平均売買出来高が平成25年10月31日(払込期日と同日)に先立つ10連続取引日の1取引日当たりの平均売買出来高の50%を下回った場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。
- () 株式市場において、当社への投資魅力が乏しいと判断された場合、当社株式の流動性が著しく減少する可能性もあるため、流動性が大幅に低下した場合、資金調達額が著しく減少する。
- () 当社の手取額は本新株予約権者の権利行使状況、当社株価の推移及び本新株予約権の行使についての当社の行使指示の条件等、将来決定される要素により変動するため、当社が予定どおりの資金調達ができない可能性があり、当社の事業、財務状況及び業績に悪影響が及ぶ可能性がある。

4 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

5 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の3銀行営業日後の日に、振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

6 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
401,362,500	23,406,250	377,956,250

払込金額の総額 401,362,500円

(内訳)新株予約権の発行による調達額

新株予約権の権利行使による調達額	400,125,000円
新株予約権の発行による調達額	1,237,500円

発行費用の概算額 23,406,250円

(内訳)発行諸費用の内訳

新株予約権の公正価値算定費用	700,000円
有価証券届出書等開示資料作成費用	1,000,000円
ファイナンシャル・アドバイザー費用	20,006,250円
反社会勢力との関連性調査費用	300,000円
登記費用等	1,400,000円

差引手取概算額 377,956,250円

- (注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- (注2) 本新株予約権の行使期間に行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。
- (注3) 本新株予約権の行使に比例し当該行使額の5%が株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーに対するファイナンシャル・アドバイザー費用となっております。
- (注4) 計画通りに本新株予約権の行使が行われない場合は、資金使途の内容及び支出予定時期の見直しを計るとともに、別の資金調達方法を検討します。
- (注5) 登記費用につきましては、新株予約権の行使のタイミング、回数等の変化により、変動する可能性があります。
- (注6) 新株予約権の公正価値算定、有価証券届出書等開示資料作成、ファイナンシャル・アドバイザー、及び反社会的勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下の通りです。
- 新株予約権の公正価値算定：株式会社トリマラン・アカウントティング
(東京都港区 代表取締役 細谷 博司)
- 有価証券届出書等開示資料作成、及びファイナンシャル・アドバイザー：株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー
(東京都港区 代表取締役 小幡 治)
- 反社会的勢力との関連性調査：株式会社J Pリサーチ&コンサルティング
(東京都港区 代表取締役 古野 啓介)

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載の通り377,956,250円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断による為、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込む事は困難であります。したがって、上記差引手取概算額の合計額円については、現時点で次の通り充当する予定であります。具体的な金額及び使途については、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
当社子会社であるS B Y社における金融機関借入金の返済のための子会社貸付	40,000,000	平成25年11月～平成25年12月
当社子会社であるS B Y社における海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付	150,000,000	平成26年2月～平成27年10月
S B Y社関連事業展開におけるM & A関連費用の支出	187,956,250	平成26年2月～平成27年10月

(注) 手取金の具体的な使途

金融機関借入金の一部返済資金に充当予定でございます。

借入先の状況としましては、計116,800千円の金融機関からの借入残高があり、うち地域金融機関である信用金庫に対する返済資金に充当予定でございます。

海外におけるS B Y社新規店舗出店及び準備費用に充当する予定でございます。

当社は、世界の中でも高水準の経済成長(I M F 調査による世界経済見通し(改訂見通し2013年7月9日)において、A S E A Nの経済成長率は2013年で5.6%、2014年で5.7%であります。)が持続的に見込める東南アジアを最重要地域と位置付け、これらの国の中間層の取込みが当社の経営戦略の今後の核となるよう取組んでまいります。東南アジア進出の試金石として、まずは「日本のガールズカルチャー」への理解が深く、また世界のファッションブランドが凌ぎを削っている地域であり、経済発展とともにファッションに対する関心が飛躍的に高まっている東アジア地域への出店を考えております。具体的には中国、香港、韓国、台湾、シンガポールなどを候補地として、現地の情報の収集、精査を進めている段階であり、これらの候補地の中から3店舗の新規出店の構想がございます。

S B Y社とシナジー効果が期待される企業へのM & Aの実施費用に充当する予定でございます。具体的には、S B Y社がもつビジネスアライアンス及びコンテンツ・ブランドで培った商品の企画、開発、広告宣伝計画及び販売促進計画ノウハウ並びにコンセプトマーケティングショップ直営店4店舗、F C店2店舗の店舗運営を通じて培った小売販売ノウハウを活かすために顧客基盤を持つ競合会社を想定しております。現在、対象会社は未定であります。構想においては平成26年2月から平成27年10月を目途に上記シナジー効果が期待出来る会社にM & Aの実施へ向け充当していく予定であります。また上記の支出予定時期で案件が未発生の場合においても、M & A案件に対し機動的な資金充当を可能にするため、案件が発生するまでの間、当社の銀行預金口座において保管する予定でございます。

調達資金は、金融機関借入金の返済資金を優先し、海外におけるS B Y社事業展開にかかる費用及びS B Y社事業展開におけるM & A関連費用については、優先順位を付けずに、具体的な案件がかたまったものから充当する予定でございます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

(1) 名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (Macquarie Bank Limited)
(2) 本店所在地	Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
(3) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし。
(4) 代表者の役職・氏名	会長 H.K.マツキャン (H.K. McCann) CEO G.C.ワード (G.C.Ward)
(5) 事業の内容	商業銀行
(6) 資本金	A\$8,152million (平成25年3月31日現在)
(7) 主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd, 100%

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

上記の新規発行による取得金の使途にそった事業計画を迅速に実行するためには、十分な額の事業資金につき、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達手段を確保することが必要です。

当社は平成25年8月期決算において当社の前身企業である株式会社コネクトテクノロジーズにおける平成16年8月期以来の黒字決算を達成しましたが、成長局面に転換したばかりであり、財務基盤も盤石であるとは言い難く、公募増資や銀行等の金融機関からの借入による資金調達は厳しい状況にあります。また、新株式の第三者割当の可能性も探って参りましたが候補先が見つかりませんでした。

更なる経営基盤の安定及び容容拡大が必要不可欠であるという当社が置かれた状況の中、今後の事業計画及び株主、投資家、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当予定先等が特定団体等と一切のかかわりがないことの確認ができることを基準に、複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

その中で、当社と兼ねてから取引実績があり当社代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO）である長倉統己と知己である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（東京都港区東麻布1-7-7 代表取締役 小幡治）に資金調達の相談を行ったところ、外資系金融機関を引受先としたエクイティファイナンスの実行をアレンジする株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーより割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの紹介を受けました。当社は、マッコーリー・バンク・リミテッド及びその関連会社であるMSJの担当者との面談を通じて当社の資金需要について説明を行い、協議を重ねた結果、日本国内の上場会社14社に対して投資実績のあるマッコーリー・バンク・リミテッドの日本において成長性のある企業に投資を実施したい投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の子会社であるSBY社における金融機関借入金の返済及び海外新規店舗出店計画、並びに継続的な事業の拡大を計るためのM&Aによる事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につきマッコーリー・バンク・リミテッドとの間で協議・交渉を行うこととなりました。

今回の資金調達に関しては、他の複数の会社からもご提案をいただいておりますが、その内でマッコーリー・バンク・リミテッドからの提案を採用した理由は、従前の実績（日本国内の上場会社14社に対して投資実績あり）に対する

評価のみならず、同社から提示された条件(コミットメント条項付きであり、当社の行使指示により機動的な資金調達を行えること、また、同社は、その本拠地の豪州を含め、アジア、欧米におけるネットワークを通じて、当社の発展に寄与するような戦略的投資家紹介や営業支援の提供などの更なる関係強化が期待できる等)を考慮し、同社を割当予定先と選定することが、当社ひいては株主の皆様にとって有利であると判断したことによるものであります。

- (注) 1. 本件第三者割当は、金融商品取引業者であるMSJが協議等に関与しており、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。この規則は、会員が第三者割当増資等に係る株券等の買受けを行うに際し遵守すべき事項を定めるとともに、MSCB等に係る流通市場における取引及び新株予約権等の行使を公正かつ円滑ならしめ、もって資本市場の健全な発展に資することを目的とするために定められた規則です。
2. 株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは、当社とのアドバイザー契約締結にあたり、自己又は自己の役員等はこれまで直接的又は間接的に反社会的組織又はそれに類する組織に該当又は関与し、これを援助したことはないこと等を誓約しており、これらに反する事実が判明した場合、当社は当該契約を直ちに解除し、また、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーは当社が被った損害を賠償することとしております。当社は、当該アドバイザー契約を通じ得た情報をもとに精査を実施、及び情報検索などによる独自調査を行った結果に基づき株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

d. 割当てようとする株式の数

マッコリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数5,975,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、適時適切に売却する予定です。

なお、本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であり、本有価証券届出書の効力発生後に締結される本件買取契約において、本新株予約権の譲渡が行われる場合には、譲受人は本件買取契約に定める一切の権利義務を承継する旨が定められる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドに対し、割当予定先の概要に記載の最近3年間の経営成績及び財政状態について2010年度から2012年度のアニュアルレポート(豪州の2001年会社法(英名:Corporations Act 2001)に基づく資料であり、2013年3月31日現在の現金および現金同等物はA\$9,500million(円換算額:933,470百万円))を確認しており、払込みに要する財産の存在について確実なものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、オーストラリア証券取引所(ASX)に上場し、オーストラリア銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA(Australian Prudential Regulation Authority)の監督及び規制を受けているマッコリーグループ・リミテッドが、その株式の100%を間接的に保有する完全子会社であります。すなわち、割当予定先の株式の全ては、マッコリーグループ・リミテッドが直接保有する子会社であるマッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドにより保有されております。また、マッコリーグループは、金融行動監視機構(Financial Conduct Authority)及びブルーデンス規制機構(Prudential Regulation Authority)の規制を受ける英国の銀行であるマッコリーバンク・インターナショナルも傘下にあります。そして、マッコリーグループの事業は、世界中にあるその他規制機関による規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しており、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会による承認を要します。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、第三者算定機関である株式会社トリマラン・アカウンティングに対し、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本件買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を依頼し、同社が本新株予約権の公正価値を算定した結果(本新株予約権の公正価値1個あたり第4回は37円、第5回は15円、第6回は10円)を踏まえ、本新株予約権の価値を当該算定における公正価値と同額の1個あたり第4回は37円、第5回は15円、第6回は10円と決定致しました。

当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性(ボラティリティ)、当社に付されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動、割当予定先が有するプット・オプション及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使する方針としており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上となった場合としております。

また、割当予定先の行動については、割当予定先自らの判断により行使を行うものと想定しております。割当予定先の行使行動は、当社の流動性を鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をする想定です。評価上は、割当予定先の過去の同様な新株予約権における取り組みを分析した結果を基にした個数を目安にしております。

本新株予約権を行使して得た当社株式の売却行動に関しては、当社株式の流動性を鑑み、行使して得た株式を日々売却していく(日々売却される当社株式の数量については、1取引日当たりの当社株式の売買高の5%に相当する数とする)との前提を置いております。

割当予定先が有するプット・オプションについては、当社株式の株価が当該時点における本新株予約権の行使価額の50%相当額を下回った場合に行使されるとの前提を置いております。なお、当社株式の売買出来高については、将来にわたり一定の水準にとどまるという前提を置いているため、売買出来高の減少に伴ってプット・オプションが行使される可能性については、評価の前提に含まれておりません。

将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。

また、行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会議日(平成25年10月15日)前営業日の株式会社東京証券取引所マザーズ市場における普通取引の終値60円を第4回は終値と同額、第5回は10%、第6回は25%上回る額に決定いたしました。行使価額の決定につきましては、段階的に行使価額をあげており、将来の株価上昇を見越した設定となります。また、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権1個当たりの払込金額につきましては、本日開催の取締役会にて監査役3名全員(うち社外監査役3名)が、特に有利発行に該当しない旨の意見を表明しております。当該意見表明は、第三者算定機関である株式会社トリマラン・アカウンティングが新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定していること、当該算定にあたり、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の諸条件が考慮されていること、当該評価額と払込金額がほぼ同額であること等を総合考慮して、本新株予約権の払込金額は適正価額であり、有利発行には該当しない旨の意見を述べるものであります。

また、当社から一定程度独立した者による今回の本新株予約権の発行の相当性及び必要性に関する客観的な意見書を入手するため、当社社外監査役である大松澤清隆氏、泉総合法律事務所の弁護士 泉義孝氏、本間公認会計士事務所の公認会計士 本間周平氏の3名によって構成された社内検討委員会からの客観的な意見も求めました。

社内検討委員会は、本新株予約権の発行の必要性及び相当性についての客観的意見を表明することをその役割として設置しており、当社から一定の独立をしつつも社内の財務状況及び事業内容などの状況に精通した人物から構成されております。

社内検討委員会から平成25年10月11日に表明された意見書において、このたびの本新株予約権の発行にともない既存株式の希薄化が生じるものの、当社の資金調達必要性、調達資金の規模及び発行価額の相当性、本新株予約権の発行における割当先の属性等の各項目に照らしてみれば、当社にとって必要且つ相当である旨及び本新株予約権の払込金額についても、適正価額であり、有利発行には該当しない旨が記載されております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達の後、本新株予約権の全てが行使された場合には、平成25年8月31日現在の総議決権数に対して11.1%(発行決議日現在の発行済株式数に対して11.1%)の希薄化が生じます。しかしながら、当該資金調達は、当社子会社であるS B Y社における金融機関借入金の返済、海外における新規店舗出店及び準備費用並びに、S B Y社とシナジー効果が期待される企業へのM & Aへの投資を可能とし、結果として今後の業績と財政状態の改善に寄与し、既存株主の利益に資するものと考えております。

また、当社株式の過去2年間の1日当たりの平均出来高は242,621株であり、直近6ヶ月間(平成25年4月から平成25年9月まで)の同出来高においても591,633株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全

て行使された場合の発行株式数5,975,000株を行使期間である2年間で行使売却とした場合の1日あたりの数量は11,950株となり、上記1日当たりの出来高の5%程度となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。

以上のことから、本新株予約権の発行による発行数量及び株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与えるものではなく、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社エスアンドピー	愛知県名古屋市長区上 社四丁目44番地	31,385,500	58.29%	31,385,500	52.46%
マッコーリー・バンク・ リミテッド	Level2, No.1, Martin Place, Sydney NSW2000, Australia	-	-	5,975,000	9.99%
株式会社プラティア	東京都港区高輪1丁目 23-23	2,000,000	3.71%	2,000,000	3.34%
堀口 利美	東京都港区	1,065,600	1.98%	1,065,600	1.78%
水口 雅之	石川県金沢市	1,060,400	1.97%	1,060,400	1.77%
桑野 博一	大阪府豊中市	712,100	1.32%	712,100	1.19%
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川4丁 目12-3	622,900	1.16%	622,900	1.04%
西谷 茂樹	千葉県市川市	573,300	1.06%	573,300	0.96%
矢吹 満	東京都目黒区	454,500	0.84%	454,500	0.76%
山内 和男	愛知県名古屋市長区	366,000	0.68%	366,000	0.61%
計	-	38,240,300	71.01%	44,215,300	73.90%

(注) 1 所有株式数は、平成25年8月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

3 割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、割当予定先は、原則として当社発行済株式の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式の5%を超える株式を取得することはありません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第2期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、下記の臨時報告書を関東財務局に提出しております。

平成24年11月30日提出の臨時報告書

1 提出理由

平成24年11月29日開催の当社第2期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年11月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

長倉統己、関本敏之、佐藤辰夫の3氏を取締役に選任するものであります。

なお、本件は、平成24年11月29日付けにて、取締役候補者であった堀口利美氏より就任辞退の申し出を受け、取締役会において検討した結果、堀口利美氏を取締役候補者から除いたうえで、議案の一部を縮小し、「取締役3名選任の件」とする旨を取締役会決議を経て付議いたしました。

第2号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

取締役のストックオプション報酬額及び内容を各事業年度において、上限年額150百万円、上限新株予約権数25,000個、上限付与株式数2,500,000株とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役3名選任の件					
長倉 統己	353,739	284	0	(注) 1	可決 99.92
関本 敏之	353,754	269	0		可決 99.92
佐藤 辰夫	353,753	270	0		可決 99.92
第2号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件	348,242	6,117	0	(注) 2	可決 98.27

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を集計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成25年 1月17日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年 1月11日

(2) 当該事象の内容

平成25年 8月期第 1 四半期において、株式会社コネクトテクノロジーズの株式譲渡に伴う価値算定費用、新株予約権の行使及び譲渡に伴うアドバイザー費用及び反社会勢力との関連性調査費用、償却債権の取立に伴う弁護士費用が発生したことにより、支払手数料を連結決算の営業外費用に計上いたしました。

平成25年 8月期第 1 四半期において、株式会社コネクトテクノロジーズの株式譲渡を行ったことにより、関係会社株式売却益を連結決算の特別利益に計上いたしました。

平成25年 8月期第 1 四半期において、平成24年12月に予定していた本社フロア移転により、減損処理を行い、減損損失及び事務所移転費用引当金繰入額を連結決算の特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成25年 8月期第 1 四半期において、株式会社コネクトテクノロジーズの株式譲渡に伴う価値算定費用、新株予約権の行使及び譲渡に伴うアドバイザー費用及び反社会勢力との関連性調査費用、償却債権の取立に伴う弁護士費用が発生したことにより、支払手数料として10百万円を連結決算の営業外費用に計上いたしました。

平成25年 8月期第 1 四半期において、株式会社コネクトテクノロジーズの株式譲渡を行ったことにより、関係会社株式売却益23百万円を連結決算の特別利益に計上いたしました。

平成25年 8月期第 1 四半期において、平成24年12月に予定していた本社フロア移転により、減損処理を行い、減損損失 8百万円及び事務所移転費用引当金繰入額 7百万円を連結決算の特別損失に計上いたしました。

平成25年 1月17日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は平成24年12月14日開催の取締役会において平成24年12月17日付の親会社の異動及び主要株主の異動について承認の決議をいたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項、及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新たに親会社となる会社の異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社エスアンドピー
所在地	愛知県名古屋市長区上社四丁目44番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山田 勇次郎
資本金	2,000万円
事業内容	広告代理業、損害保険代理業、投資業

(2) 親会社の異動前後における当社の親会社となる会社の所有に係る当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

異動前	議決権の数	0個	総株主等の議決権に対する割合	0%
異動後	議決権の数	318,400個	総株主等の議決権に対する割合	60.79%

(3) 当該異動の理由及び年月日

新たに親会社となる会社の異動の理由

平成23年6月16日付で第三者割当による新株式発行の払込み完了に伴い、佐藤辰夫氏が当社の主要株主である筆頭株主となっております。

本新株発行にともない、佐藤辰夫氏とは、短期での売買を目的としてはおらず、当社グループの経営の安定と収益性の向上を支援し、中長期的視点に立った事業価値の向上を目指すことを投資方針とした純投資であり、当社株式を2年以上中長期的に保有する方針である旨を引受契約において定めております。

また、払込期日から2年間は引受新株の全部または一部を、当社からの要請による市場外での譲渡を除いて、譲渡その他の方法により処分することについて、処分した株数に一株当たり払込金額を乗じた金額を違約金として当社に支払う旨を引受契約に定めております。

この度、佐藤辰夫氏から保有する株式を株式会社エスアンドピーへ譲渡することについて承認してほしい旨の要請がありました。

なお、譲渡する際には当社と佐藤辰夫氏が平成23年6月15日に締結した引受契約の内容を継承して譲渡したいとの申し入れがありました。

株式会社エスアンドピーは、佐藤辰夫氏が創業し近親者（配偶者及び子女）が株式の87.25%を保有し、佐藤辰夫氏及び近親者の資産管理を行っており、広告代理店業等も行っている会社であります。

当社として検討した結果、譲渡先は佐藤辰夫氏の近親者（配偶者及び子女）が株式の87.25%を保有し、実質的には佐藤辰夫氏が支配する会社でもあり、株式の取得資金は佐藤辰夫氏からの借入金を充当させるとのことから、実質的な支配株主は変更ないこと、引受契約の内容が継承されること、開示対象となる非上場の親会社に該当するため譲渡先の状況を把握できること、市場外取引であるため株価にも影響を及ぼさないことから、当社の経営体制及び業績に与える影響はないと判断し、違約金を徴求することなく譲渡することを承認いたしました。

なお、当社取締役である佐藤辰夫氏は利害関係人であるため、本取締役会の決議には参加しておりません。

新たに親会社となる会社の異動の年月日

平成24年12月17日

(4) 新たに主要株主となるものの異動に係る主要株主の名称、当該異動前後における当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合並びに当該異動年月日

名称	株式会社エスアンドピー		
異動前	議決権の数	0個	総株主等の議決権に対する割合 0%
異動後	議決権の数	318,400個	総株主等の議決権に対する割合 60.79%
異動年月日	平成24年12月17日		

(5) 新たに主要株主でなくなるものの異動に係る主要株主の名称、当該異動前後における当社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合並びに当該異動年月日

名称	佐藤 辰夫		
異動前	議決権の数	320,000個	総株主等の議決権に対する割合 61.09%
異動後	議決権の数	0個	総株主等の議決権に対する割合 0%
異動年月日	平成24年12月17日		

平成25年1月17日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社の特定子会社の異動が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社コネクテクノロジーズ
所在地	東京都港区六本木六丁目1番24号
代表者の役職・氏名	代表取締役 堀口 利美
資本金	5,000万円
事業内容	顧客企業向けシステム開発、サーバ構築などのソリューション提供事業 エンドユーザー向け直接通信サービスの提供、ソフトウェアの検証請負、自社コンテンツの立ち上げ事業 ITを駆使した環境エネルギー事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

異動前	議決権の数	123,846個	総株主等の議決権に対する割合	100%
異動後	議決権の数	0個	総株主等の議決権に対する割合	0%

(3) 当該異動の理由及び年月日

当該異動の理由

株式会社コネクテクノロジーズ(以下「CT社」という)につきましては、様々なビジネスモデルや他社とのコラボレーションを検討するなど、方策を練ってまいりましたが、CT社の営業利益は大幅な赤字となっており、赤字体質を脱却するための具体的な計画を構築することが出来ておりません。

株主のみなさまや取引先の期待に応えるためにも、当社グループの安定した黒字計上は必須であり、そのためには、収益を圧迫するCT社において、大幅な改革を行わずに当社グループの恒久的な黒字経営は困難であると判断し、CT社の清算あるいは売却を模索いたしました。

このたび、大幅な改革案を模索している中で、当社及びCT社代表取締役である堀口利美氏並びにCT社の前代表取締役である杉江幸一郎氏に売却の提案をするも合意には至りませんでした。

当社筆頭株主であり、当社社外取締役である佐藤辰夫氏とも今後のCT社についての方向性を検討している過程で、佐藤辰夫氏から次の考えを提示いただきました。

(1) 筆頭株主になってから1年以上、社外取締役に就任してから半年以上が経過した中で、CT社の事業計画案については説明を受け、提言はしてきたが、短期的な改善は困難であると判断する。

(2) 当社グループの黒字経営を恒常化させるためにCT社のグループからの分離は必要であると判断する。

(3) グループから分離した状態で長期的に改善策を検討できればCT社の再生の可能性もあると思われる。

以上の考えを踏まえたとうえで、佐藤辰夫氏としては、長期的な検討が可能であれば、CT社が手がけてきたECサイト構築技術等が自身が開業する広告代理店会社の事業に何らかの形で寄与できるのではないかと考え、CT社の株式を100%取得し、自身によるCT社の経営を行うことも検討できる旨の申し入れがありました。

その後、当社は佐藤辰夫氏と売却に関する協議を進めてきた結果、CT社の株式を佐藤辰夫氏へ100%譲渡する案で当社取締役会に付議し、決議いたしました。

当該異動の年月日

平成24年9月1日

平成25年4月10日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成25年4月5日

(2) 当該事象の内容

平成25年8月期第2四半期会計期間において、本社移転（フロア移転）を行ったことにより、旧本社事務所からの移転費用等を連結決算の特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成25年8月期第2四半期会計期間において、本社移転（フロア移転）を行ったことにより、旧本社事務所からの移転費用等5百万円を連結決算の特別損失に計上いたしました。

平成25年10月15日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成25年10月15日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社及び当社子会社の取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(イ) 銘柄

株式会社コネクトホールディングス第7回新株予約権証券

(ロ) 新株予約権の内容

(1) 発行数

25,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株とする。ただし、下記(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、161円とする。

(3) 発行価額の総額

161,525,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金63円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を権利行使することができる期間

本新株予約権を権利行使することができる期間(以下、「権利行使期間」という)は、平成26年10月16日から平成40年10月15日までとする。(但し、平成40年10月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成26年8月期の監査済みの当社連結損益計算書(以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における営業利益が黒字化達成の場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) の行使の条件を達成した場合において権利行使期間中に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の200%である126円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を当初行使価額(ただし、上記(ロ)(5)に基づき調整されるものとする)で3年以内に行使しなければならないものとする。

(b) 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議の前営業日の当社普通株式の普通取引終値の105%である63円(以下、「前提株価」という。)に対し、平成25年10月30日から平成40年10月15日までの期間について前提株価の50%(1円未満の端数は切り捨てる。)を一度でも下回った場合、上記の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要しない。

新株予約権者が死亡した場合は、当該予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。ただし、2次相続は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(9)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(6)に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

(a) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(八) 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 2名 20,000個(2,000,000株)

当社子会社取締役 3名 5,000個(500,000株)

(二) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との関係株式会社S B Y 発行会社の完全子会社

(ホ) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(ヘ) 新株予約権の割当日

平成25年10月30日

平成25年10月15日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社は、平成25年10月15日開催の取締役会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、平成25年11月28日開催予定の第3期定時株主総会において「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

アーク監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

北摂監査法人

(2) 異動の年月日

平成25年11月28日（第3期定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成23年6月20日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人であります北摂監査法人は平成25年11月28日開催予定の第3期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たにアーク監査法人を会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

2 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第2期）及び四半期報告書（第3期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しており、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 最近の業績の概要

(1) 第3期連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

平成25年10月15日開催の取締役会で承認し、公表した第3期連結会計年度（自 平成24年9月1日至 平成25年8月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。金額については、千円未満を切捨てて表示しております。

連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成したものではありません。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年8月31日)	当連結会計年度 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	103,396	110,666
受取手形及び売掛金	67,723	78,148
商品及び製品	68,940	103,909
未収入金	145,021	52,031
繰延税金資産	-	18,353
その他	40,873	29,295
貸倒引当金	28,009	8,915
流動資産合計	397,945	383,489
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,231	73,558
減価償却累計額	16,744	24,049
建物及び構築物（純額）	40,486	49,508
工具、器具及び備品	47,543	37,273
減価償却累計額	29,022	16,253
工具、器具及び備品（純額）	18,520	21,019
その他	0	-
その他（純額）	0	-
有形固定資産合計	59,007	70,528
無形固定資産		
のれん	88,582	63,861
リース資産	7,564	-
その他	17,642	16,218
無形固定資産合計	113,789	80,080
投資その他の資産		
投資有価証券	72,739	-
長期未収入金	142,433	56,787
長期貸付金	30,209	1,482
繰延税金資産	-	1,117
敷金及び保証金	58,255	65,498
その他	2,022	1,890
貸倒引当金	172,434	629
投資その他の資産合計	133,226	126,147
固定資産合計	306,023	276,756
資産合計	703,969	660,246

	前連結会計年度 (平成24年8月31日)	当連結会計年度 (平成25年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	78,155	59,673
1年内返済予定の長期借入金	40,326	38,676
短期借入金	225,563	37,000
未払金	75,649	51,173
前受金	40,526	17,137
リース債務	2,543	-
未払法人税等	3,317	2,041
その他	21,414	2,692
流動負債合計	487,496	208,393
固定負債		
長期借入金	86,126	48,570
リース債務	5,731	-
その他	2,000	2,000
固定負債合計	93,857	50,570
負債合計	581,354	258,963
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,562	381,500
資本剰余金	7,560,794	387,498
利益剰余金	7,702,116	367,716
株主資本合計	120,239	401,282
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	-
その他の包括利益累計額合計	-	-
新株予約権	2,375	-
純資産合計	122,614	401,282
負債純資産合計	703,969	660,246

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
売上高	1,842,704	1,456,089
売上原価	822,825	650,063
売上総利益	1,019,878	806,026
販売費及び一般管理費	1, 2 1,149,453	1, 2 765,922
営業利益又は営業損失()	129,575	40,104
営業外収益		
受取利息	834	377
出向負担金収入	36,543	-
たな卸資産売却益	18,006	-
為替差益	578	-
消費税免除益	10,169	-
貸倒引当金戻入額	-	1,945
償却債権取立益	-	3,920
設備賃貸料	-	1,311
その他	4,839	1,826
営業外収益合計	70,971	9,380
営業外費用		
支払利息	13,055	4,079
貸倒引当金繰入額	713	-
支払手数料	6,498	16,801
その他	1,752	1,269
営業外費用合計	22,019	22,150
経常利益又は経常損失()	80,622	27,334
特別利益		
投資有価証券売却益	770	-
関係会社株式売却益	12,195	23,328
その他	-	165
特別利益合計	12,966	23,494
特別損失		
固定資産除却損	3 1,003	-
減損損失	4 64,206	4 8,393
投資有価証券評価損	47,606	-
事務所移転費用	-	5 13,332
事業整理損	-	6 3,975
その他	-	641
特別損失合計	112,817	26,343
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	180,473	24,484
法人税、住民税及び事業税	3,505	1,886
法人税等調整額	-	19,471
法人税等合計	3,505	17,585
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失()	183,978	42,069
当期純利益又は当期純損失()	183,978	42,069

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整 前当期純損失()	183,978	42,069
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	919	-
その他の包括利益合計	919	-
包括利益	184,898	42,069
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	184,898	42,069
少数株主に係る包括利益	-	-

[次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)	
	株主資本			
資本金				
当期首残高		230,000		261,562
当期変動額				
新株の発行		31,562		119,937
当期変動額合計		31,562		119,937
当期末残高		261,562		381,500
資本剰余金				
当期首残高		7,529,231		7,560,794
当期変動額				
新株の発行		31,562		119,937
連結除外に伴う資本剰余金の減少額		-		7,293,232
当期変動額合計		31,562		7,173,295
当期末残高		7,560,794		387,498
利益剰余金				
当期首残高		7,518,138		7,702,116
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失()		183,978		42,069
連結除外に伴う利益剰余金の増加額		-		7,292,330
当期変動額合計		183,978		7,334,400
当期末残高		7,702,116		367,716
株主資本合計				
当期首残高		241,093		120,239
当期変動額				
当期純利益又は当期純損失()		183,978		42,069
新株の発行		63,125		239,875
連結除外に伴う資本剰余金の減少額		-		7,293,232
連結除外に伴う利益剰余金の増加額		-		7,292,330
当期変動額合計		120,853		281,042
当期末残高		120,239		401,282

	前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	919	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	919	-
当期変動額合計	919	-
当期末残高	-	-
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	919	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	919	-
当期変動額合計	919	-
当期末残高	-	-
新株予約権		
当期首残高	-	2,375
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,375	2,375
当期変動額合計	2,375	2,375
当期末残高	2,375	-
純資産合計		
当期首残高	242,013	122,614
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	183,978	42,069
新株の発行	63,125	239,875
連結除外に伴う資本剰余金の減少額	-	7,293,232
連結除外に伴う利益剰余金の増加額	-	7,292,330
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,455	2,375
当期変動額合計	119,398	278,667
当期末残高	122,614	401,282

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純 損失()	180,473	24,484
減価償却費	30,363	21,326
減損損失	64,206	8,393
のれん償却額	38,521	24,720
貸倒引当金の増減額(は減少)	584	1,945
受取利息及び受取配当金	835	377
支払利息	13,055	4,079
固定資産除却損	1,003	-
投資有価証券評価損益(は益)	47,606	-
投資有価証券売却損益(は益)	770	-
関係会社株式売却損益(は益)	12,195	23,328
事務所移転費用	-	13,332
事業整理損失	-	3,975
支払手数料	6,499	16,801
売上債権の増減額(は増加)	23,160	10,551
たな卸資産の増減額(は増加)	55,294	35,457
前払費用の増減額(は増加)	10,207	7,075
未収入金の増減額(は増加)	90,654	45,417
仕入債務の増減額(は減少)	10,267	18,482
未払金の増減額(は減少)	41,014	29,075
前受金の増減額(は減少)	26,172	17,089
未払又は未収消費税等の増減額	17,054	17,633
その他	2,372	6,459
小計	15,682	7,977
利息及び配当金の受取額	461	178
利息の支払額	12,588	3,974
法人税等の支払額	1,708	6,407
法人税等の還付額	216	2
事務所移転費用の支払額	-	5,632
リース契約解除に伴う支払額	-	9,922
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,062	17,778

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	11,980	-
定期預金の払戻による収入	18,360	-
有価証券の売却及び償還による収入	1,234	-
子会社株式の取得による支出	15,000	-
子会社株式の売却による収入	5,000	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	2 933	2 2,066
事業譲受による支出	50,000	-
有形固定資産の取得による支出	19,507	40,630
無形固定資産の売却による収入	266	-
無形固定資産の取得による支出	13,249	6,994
短期貸付けによる支出	12,713	-
貸付金の回収による収入	21,092	1,042
敷金及び保証金の差入による支出	3,992	19,830
敷金及び保証金の回収による収入	-	1,007
その他	892	787
投資活動によるキャッシュ・フロー	82,313	68,258
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	59,930	94,223
長期借入れによる収入	50,000	-
長期借入金の返済による支出	54,353	39,206
株式の発行による収入	60,172	227,589
新株予約権の発行による支出	360	-
新株予約権の取得による支出	-	975
自己新株予約権売却による収入	-	540
リース債務の返済による支出	2,431	415
財務活動によるキャッシュ・フロー	112,957	93,308
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,599	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,107	7,270
現金及び現金同等物の期首残高	80,288	103,396
現金及び現金同等物の期末残高	1 103,396	1 110,666

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

株式会社S B Y

当社の連結子会社でありました株式会社コネクトテクノロジーズは、全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産

商品及び製品

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

主な耐用年数

建物及び構築物 3~18年

工具、器具及び備品 2~15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) 重要な資産負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、原則としてその投資効果の発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の範囲については、手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資となっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年9月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取配当金」及び「業務受託料」並びに「雑収入」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取配当金」に表示していた0千円及び「業務受託料」に表示していた1,200千円、並びに「雑収入」に表示していた3,639千円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成24年8月31日)	当連結会計年度 (平成25年8月31日)
受取手形割引高	6,456千円	-千円

(連結損益計算書関係)

1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年9月1日 至平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自平成24年9月1日 至平成25年8月31日)
給与手当	244,880千円	175,013千円
貸倒引当金繰入額	558	-
地代家賃	93,535	86,164
販売促進費	208,170	148,031

2. 一般管理費に含まれる研究開発費

	前連結会計年度 (自平成23年9月1日 至平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自平成24年9月1日 至平成25年8月31日)
	174千円	-千円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年9月1日 至平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自平成24年9月1日 至平成25年8月31日)
工具、器具及び備品	303千円	-千円
ソフトウェア	700	-

4．減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

前連結会計年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）

用途	種類	場所
システムソリューション事業用資産	ソフトウェア	東京都港区
全社共用資産	電話加入権	東京都港区
物販事業	のれん	岐阜県岐阜市

（減損損失の認識に至った経緯）

システムソリューション事業における自社利用ソフトウェアについては当初想定していた収益が見込めなくなったため、電話加入権については時価が著しく下落したため、物販事業における旧株式会社ガット取得時に発生したのれんは当初想定していた収益が見込めなくなったため、それぞれ帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として64,206千円を特別損失に計上しております。

（減損損失の金額）

種類	金額
ソフトウェア	8,496千円
電話加入権	290
のれん	55,419

（グルーピングの方法）

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法等）

ソフトウェアについては、使用価値として備忘価額を付し、電話加入権及びのれんについては、使用価値を零としております。

当連結会計年度（自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日）

用途	種類	場所
全社共用資産 (旧本社事務所)	建物附属設備	東京都港区

（減損損失の認識に至った経緯）

本社事務所の建物附属設備については、当連結会計年度において、本社移転に伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減少し、当該減少額を減損損失として認識しております。

（減損損失の金額）

種類	金額
建物附属設備	8,393千円

（グルーピングの方法）

当社グループは、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

（回収可能価額の算定方法等）

旧本社事務所の建物附属設備については、回収可能価額をゼロとして帳簿価額全額を減額しております。

5．事務所移転費用

事務所移転費用は、本社の移転に伴う費用であり、その内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
原状回復費用	- 千円	7,700千円
残家賃等	-	3,584
その他	-	2,048

6．事業整理損

当連結会計年度（自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日）

事業整理損3,975千円の内訳は、連結子会社である株式会社S B Yの通信販売部門縮小に伴う、原状回復費1,826千円、固定資産除却損1,040千円、商品評価損487千円、その他部門縮小に伴う費用620千円であります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自平成23年 9月 1日 至平成24年 8月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	47,204,224	1,644,725	-	48,848,949
合計	47,204,224	1,644,725	-	48,848,949
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使(1,644,725株)によるものであります。

2．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年 度末残高（千 円）
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社 （親会 社）	平成24年新株予約権 （注）1，2	普通株式	-	7,894,680	1,644,725	6,249,955	2,375
	合計	-	-	-	-	-	2,375

（注）1．平成24年新株予約権の当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。なお株式の数は下限行使価額38円で全ての新株予約権を行使した場合の数となります。

2．平成24年新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

当連結会計年度(自平成24年9月1日 至平成25年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	48,848,949	4,999,652	-	53,848,601
合計	48,848,949	4,999,652	-	53,848,601
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 発行済株式の増加は、新株予約権の権利行使(4,999,652株)によるものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年 度末残高(千 円)
			当連結会計年 度期首	当連結会計年 度増加	当連結会計年 度減少	当連結会計年 度末	
提出会社 (親会 社)	平成24年新株予約権 (注)1, 2	普通株式	6,249,955	-	6,249,955	-	-
	合計	-	6,249,955	-	6,249,955	-	-

(注) 1. 平成24年新株予約権の当連結会計年度期首の株式の数は下限行使価額38円で全ての新株予約権を行使した場合の数となります。

2. 平成24年新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
現金及び預金勘定	103,396千円	110,666千円
現金及び現金同等物	103,396	110,666

2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

株式の売却により株式会社ゲットバック・エンタテインメントが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりであります。

	(千円)
流動資産	8,665
固定資産	231
流動負債	21,091
関係会社株式売却益	12,195
(株)ゲットバック・エンタテインメント株式売却価額	0
(株)ゲットバック・エンタテインメントの現金及び現金同等物	933
差引:(株)ゲットバック・エンタテインメントの株式売却による支出(純額)	933

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

株式の売却により株式会社コネクトテクノロジーが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに売却価額と売却による支出(純額)は次のとおりであります

	(千円)
流動資産	6,519
固定資産	73,058
流動負債	102,905
関係会社株式売却益	23,328
(株)コネクトテクノロジー株式売却価額	0
支払手数料	800
(株)コネクトテクノロジーの現金及び現金同等物	1,266
差引:(株)コネクトテクノロジーの株式売却による支出(純額)	2,066

(セグメント情報等)

セグメント情報

前連結会計年度(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当連結会計年度より、前連結会計年度における単独株式移転による持株会社体制移行後の事業再編を踏まえ、経営管理の実態を適正に継続表示するため、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しております。

その結果、当連結会計年度より、「システムソリューション事業」、「環境エネルギー事業」、「物販事業」、「エンタテインメント事業」の4つを報告セグメントといたしました。

各報告セグメントの事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容	会社名
システムソリューション事業	主に、携帯電話を利用したサービスを実現するためのシステム開発、サーバ構築、運用等のソリューションを展開しております。	株式会社コネクテクノロジーズ
環境エネルギー事業	主に、太陽光発電機材・LED・空調設備機器・蓄電池を中心とした環境・エネルギー商材の企画販売、リース・レンタル・ファンド資金を活用した顧客開拓、及び運営管理、並びにエネルギー管理(見える化)を展開しております。	株式会社コネクテクノロジーズ
物販事業	主に、小売・物販・Eコマースの展開、企画プロデュース・キャストイング業務を展開しております。	株式会社S B Y
エンタテインメント事業	主に、映像・音楽などのコンテンツの制作ならびにプロダクション業務を展開しております。	株式会社ゲットバック・エンタテインメント

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2, 3
	システムソ リューション 事業	環境エネル ギー事業	物販事業	エンタテイン メント事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	81,420	469	1,735,107	23,621	1,840,619	2,085	1,842,704
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11,734	-	-	-	11,734	11,734	-
計	93,155	469	1,735,107	23,621	1,852,354	9,649	1,842,704
セグメント利益又はセ グメント損失()	91,207	10,279	178,453	10,203	66,762	196,337	129,575
セグメント資産	80,479	-	538,191	-	618,671	85,297	703,969
その他の項目							
減価償却費	5,451	473	20,377	231	26,533	4,057	30,590
のれんの償却額	-	-	38,521	-	38,521	-	38,521
減損損失	8,496	-	55,419	-	63,916	290	64,206
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	8,923	-	29,646	-	38,569	1,588	40,158

(注) 1. 外部顧客への売上高の調整額2,085千円は、非連結子会社からの経営指導料等であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 196,337千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 184,603千円及びセグメント間取引消去11,734千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)

前連結会計年度におけるシステムソリューション事業及び環境エネルギー事業は株式会社コネクトテクノロジーにて展開しておりましたが、平成24年9月1日付にて同社全株式を譲渡したため、当事業から撤退しております。そのため、当連結会計年度においてはサービス事業(ビジネスアライアンス及びコンテンツ・ブランド並びにコンセプトマーケティングショップ)のみの単一セグメントとなりました。

また、第1四半期連結会計期間より、従来の「物販事業」から「サービス事業」へとセグメントの名称を変更しております。当該変更はセグメント名称変更のみであり、事業区分の方法に変更はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
1株当たり純資産額 2.46円	1株当たり純資産額 7.45円
1株当たり当期純損失金額() 3.88円	1株当たり当期純利益金額 0.81円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失()金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失()金額		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	183,978	42,069
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失()(千円)	183,978	42,069
期中平均株式数(株)	47,360,967	52,233,033
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1 新株予約権の数 134個 潜在株式の数 当社普通株式 120,600株	新株予約権 平成15年7月24日 臨時株主総会決議(注)1 新株予約権の数 134個 潜在株式の数 当社普通株式 120,600株
	新株予約権 平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2 新株予約権の数 30個 潜在株式の数 当社普通株式 3,000株	新株予約権 平成16年11月25日 定時株主総会決議(注)2 新株予約権の数 30個 潜在株式の数 当社普通株式 3,000株

- (注) 1. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーにおけるストック・オプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジー第2回新株予約権の決議年月日であります。なお、新株予約権は、平成25年7月24日をもって権利行使期間満了により失効しております。
2. 当社は平成23年3月1日の株式移転により株式会社コネクトテクノロジーにおけるストック・オプションを承継しており、上記決議年月日は株式会社コネクトテクノロジー第3回新株予約権の決議年月日であります。
3. 平成24年5月11日開催の取締役会にて付与した新株予約権については、権利行使により潜在株式が存在しなくなったため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関する件

当社は、平成25年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役に対し、公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議しました。

(1) 新株予約権の発行の目的

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、株価向上を意識した企業経営に取り組むとともに、株価下落のリスクを共有し、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役に対して、有償かつ行使価額を当社取締役会決議前営業日の当社普通株式の普通取引終値の105%に設定した新株予約権を発行するものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

新株予約権の数 25,000個

新株予約権の発行価額 新株予約権 1個につき161円

当該金額は、第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーが、株価、権利行使価格、満期までの期間、株価の変動率、安全資産利子率、配当利率といった変数に加え、業績条件及び株価条件等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法によって算出した結果を参考に決定したものである。

新株予約権の内容

新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、63円とする。

行使期間 平成26年10月16日から平成40年10月15日まで

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- イ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ロ. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の行使条件

- イ. 新株予約権者は、平成26年8月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書)における営業利益が黒字達成の場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - ロ. (a) イの行使の条件を達成した場合において、権利行使期間中に、東京証券取引所における当社株式の普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額の200%である126円を上回った場合、当該時点以降、新株予約権者は残存する全ての新株予約権を当初行使価額で3年以内に行使しなければならないものとする。
(b) 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議前営業日の当社普通株式の普通取引終値の105%である63円(以下、「前提株価」という。)に対し、平成25年10月30日から平成40年10月15日までの判定期間について前提株価の50%(1円未満の端数は切り捨てる。)を一度でも下回った場合、上記イの行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。
- 八. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要しない。
- 二. 新株予約権者が死亡した場合は、当該予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。ただし、2次相続は認めない。
- ホ. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ヘ. 各本新株予約権 1個未満の行使を行うことはできない。

新株予約権の割当日 平成25年10月30日

新株予約権の割当者及び数

当社取締役 2名 20,000個
 子会社取締役 3名 5,000個

2. 新株予約権(第三者割当)の発行に関する件

当社は、平成25年10月15日開催の取締役会において、第三者割当による第4回～第6回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行、及び金融商品取引法による届出の効力発生後にコミットメント条項付き新株予約権買取契約を締結することを決議しました。

(1) 募集の概要

割当日 平成25年10月31日
 発行新株予約権数 59,750個(本新株予約権1個につき100株)
 内訳 第4回新株予約権 20,000個
 第5回新株予約権 20,000個
 第6回新株予約権 19,750個
 発行価額 総額1,237,500円
 第4回新株予約権1個あたり37円
 第5回新株予約権1個あたり15円
 第6回新株予約権1個あたり10円
 当該発行による潜在株式数 5,975,000株
 資金調達の内額(新株予約権の行使に際して出資される財産の内額)
 377,956,250円(差引手取概算額)
 内訳 新株予約権発行による調達額 1,237,500円
 新株予約権行使による調達額 400,125,000円
 新株予約権発行にかかる諸費用 23,406,250円
 行使価額 第4回新株予約権 60円
 第5回新株予約権 66円
 第6回新株予約権 75円
 行使期間 平成25年11月1日から平成27年10月31日
 募集又は割当方法 第三者割当の方法による
 割当予定先 マッコーリー・バンク・リミテッド

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
当社会社である(株)SBYにおける金融機関借入金の返済のための子会社貸付	40,000	平成25年11月～平成25年12月
当社会社である(株)SBYにおける海外事業展開にかかる支出のための子会社貸付	150,000	平成26年2月～平成27年10月
(株)SBY関連事業展開におけるM&A関連費用の支出	187,956	平成26年2月～平成27年10月

(3) 割当予定先の概要

名称 マッコーリー・バンク・リミテッド(Macquarie Bank Limited)
 所在地 Level2, No.1 Martin Place, Sydney NSW 2000 Australia
 代表者の役職・氏名 CEO G.C.ワード (G.C.Ward)
 事業内容 商業銀行

(2) 第3期事業年度(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)

平成25年10月15日開催の取締役会で承認し、公表した第3期事業年度(自平成24年9月1日至平成25年8月31日)に係る財務諸表は以下のとおりであります。金額については、千円未満を切捨てて表示しております。

財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成したものではありません。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

個別財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,990	96,665
前払費用	4,038	3,159
短期貸付金	16,411	66,096
未収入金	99,346	137,740
未収還付法人税等	1	4,078
繰延税金資産	-	13,325
その他	762	1,675
貸倒引当金	10,340	8,821
流動資産合計	144,210	313,920
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,410	14,464
減価償却累計額	4,542	3,608
建物（純額）	13,868	10,855
工具、器具及び備品	1,946	1,946
減価償却累計額	847	1,228
工具、器具及び備品（純額）	1,098	718
有形固定資産合計	14,966	11,574
無形固定資産		
ソフトウェア	1,297	979
無形固定資産合計	1,297	979
投資その他の資産		
関係会社株式	41,000	41,000
長期貸付金	209	1,482
繰延税金資産	-	67
敷金及び保証金	25,633	16,476
貸倒引当金	1	8
投資その他の資産合計	66,842	59,019
固定資産合計	83,107	71,573
資産合計	227,317	385,493

	前事業年度 (平成24年8月31日)	当事業年度 (平成25年8月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	71,180	-
役員からの短期借入金	11,043	-
未払金	9,251	7,937
未払法人税等	1,503	1,540
未払消費税等	5,809	-
その他	1,467	799
流動負債合計	100,256	10,276
負債合計	100,256	10,276
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,562	381,500
資本剰余金		
資本準備金	251,562	371,500
その他資本剰余金	15,998	15,998
資本剰余金合計	267,561	387,498
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	404,437	393,782
利益剰余金合計	404,437	393,782
株主資本合計	124,686	375,216
新株予約権	2,375	-
純資産合計	127,061	375,216
負債純資産合計	227,317	385,493

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
営業収益		
経営指導料	45,999	33,288
業務受託料	125,623	131,543
その他	2,338	2,854
営業収益合計	173,961	167,686
営業費用		
役員報酬	42,900	31,500
給料	47,559	43,034
支払手数料	56,546	33,679
地代家賃	9,126	5,783
減価償却費	4,057	2,867
その他	39,135	27,126
営業費用合計	199,325	143,990
営業利益又は営業損失()	25,363	23,695
営業外収益		
受取利息	5,772	668
貸倒引当金戻入額	4,379	1,512
償却債権取立益	-	3,920
業務受託料	1,200	800
その他	37	0
営業外収益合計	11,389	6,900
営業外費用		
支払利息	4,702	797
貸倒引当金繰入額	1	-
支払手数料	6,485	16,801
その他	77	1,010
営業外費用合計	11,267	18,609
経常利益又は経常損失()	25,241	11,986
特別利益		
新株予約権戻入益	-	165
償却債権取立益	600	-
特別利益合計	600	165
特別損失		
減損損失	-	8,393
関係会社株式評価損	145,998	-
関係会社株式売却損	4,999	-
事務所移転費用	-	7,726
債権放棄損失	168,240	-
特別損失合計	319,239	16,120
税引前当期純損失()	343,880	3,968
法人税、住民税及び事業税	771	1,230
法人税等調整額	-	13,393
法人税等合計	771	14,623
当期純利益又は当期純損失()	344,651	10,654

(3) 株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日)	当事業年度 (自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	230,000	261,562
当期変動額		
新株の発行	31,562	119,937
当期変動額合計	31,562	119,937
当期末残高	261,562	381,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	220,000	251,562
当期変動額		
新株の発行	31,562	119,937
当期変動額合計	31,562	119,937
当期末残高	251,562	371,500
その他資本剰余金		
当期首残高	15,998	15,998
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,998	15,998
資本剰余金合計		
当期首残高	235,998	267,561
当期変動額		
新株の発行	31,562	119,937
当期変動額合計	31,562	119,937
当期末残高	267,561	387,498
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	59,785	404,437
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	344,651	10,654
当期変動額合計	344,651	10,654
当期末残高	404,437	393,782
株主資本合計		
当期首残高	406,213	124,686
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	344,651	10,654
新株の発行	63,125	239,875
当期変動額合計	281,526	250,529
当期末残高	124,686	375,216

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 9月 1日 至 平成24年 8月31日)	当事業年度 (自 平成24年 9月 1日 至 平成25年 8月31日)
新株予約権		
当期首残高	-	2,375
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,375	2,375
当期変動額合計	2,375	2,375
当期末残高	2,375	-
純資産合計		
当期首残高	406,213	127,061
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	344,651	10,654
新株の発行	63,125	239,875
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,375	2,375
当期変動額合計	279,151	248,154
当期末残高	127,061	375,216

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第2期)	自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日	平成24年11月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第3期第3四半期)	自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日	平成25年7月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 7月12日

株式会社コネクホールディングス

取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中 隆之 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 重富 公博 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コネクホールディングスの平成24年9月1日から平成25年8月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年3月1日から平成25年5月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年9月1日から平成25年5月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社コネクホールディングス及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月28日開催の取締役会において、行使価額修正条項付第3回新株予約権を処分することを決議し、同日付で処分を行っている。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年6月1日から平成25年6月30日までに行使価額修正条項付第3回新株予約権の一部について権利が行使されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年11月28日

株式会社コネクトホールディングス

取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 隆之	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	重富 公博	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コネクトホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コネクトホールディングス及び連結子会社の平成24年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年8月31日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社コネクトテクノロジーズの全株式を譲渡することを決議し、平成24年9月1日付で株式譲渡を行っている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成24年9月1日から平成24年10月31日までに行使価額修正条項付第3回新株予約権の一部について権利が行使されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年11月22日開催の取締役会において、行使価額修正条項付第3回新株予約権を取得することを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社コネクホールディングスの平成24年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社コネクホールディングスが平成24年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月28日

株式会社コネクトホールディングス

取締役会 御中

北摂監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田中 隆之	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	重富 公博	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社コネクトホールディングスの平成23年9月1日から平成24年8月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コネクトホールディングスの平成24年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年8月31日開催の取締役会において、会社の連結子会社である株式会社コネクトテクノロジーズの全株式を譲渡することを決議し、平成24年9月1日付で株式譲渡を行っている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、平成24年9月1日から平成24年10月31日までに行使価額修正条項付第3回新株予約権の一部について権利が行使されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。
- 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年11月22日開催の取締役会において、行使価額修正条項付第3回新株予約権を取得することを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。